

アゼルバイジャン共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの（行われ得るもの）
II ルートの選択基準			日本人か外国人かにかかわらず本ルート
III 作成すべき文書等			1 嘱託書 (管轄裁判所あてーアゼルバイジャン語の訳文添付) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (アゼルバイジャン語の訳文添付) 2通
IV 費用			原則として不要
V 期間			先例なし